

「OCN 光 with フレッツ」 利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「OCN 光 with フレッツ利用規約」（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、OCN 光 with フレッツ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 削除

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項はIP通信網サービス契約約款の規定に準じて取り扱うものとし、本規約とIP通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は本規約、IP通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

2 フレッツ光等の利用に係る条件については、本規約に定めのない事項は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更にご同意したものとみなし、特断りの無い限り料金の提供条件は変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。以下本規約において同じとします。）とフレッツ光等をOCN 光 with フレッツとしてあわせて契約するサービス
2 本契約	本サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	本契約を締結している者
4 第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供を受けるための契約
5 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
6 フレッツ光等	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表第1表2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限ります。）に係るもの
7 フレッツ光等契約	フレッツ光等の提供を受けるための契約
8 フレッツ光等契約者	フレッツ光等契約を締結している者

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、本サービスに係る1の第2種契約と1のフレッツ光等契約につき1の本契約を締結します。この場合、契約者は1人に限ります。

2 削除

(契約の申込みの方法)

第7条 本契約の申込みをする者は、本規約を同意の上、当社が指定する方法により本契約の申込みを行っていただきます。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

(申込みの承諾)

第8条 当社は、IP通信網サービス契約約款のほか次のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (2) 本サービスの申込みをした者が、フレッツ光等に係る料金又は工事に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 料金表第1表2-3(ON光withフレッツ対応プラン)に規定のないフレッツ光等契約を締結しているとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、申込みの承諾後であっても前項各号に該当することが明らかになった場合は承諾を取り消す場合があります。この場合、当社が取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

3 削除

(届出事項の変更)

第9条 本サービスの申込みをした者又は契約者は、申込みの際又はその後当社へ届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社へ届け出るものとします。本サービスの申込みをしたもの又は契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社はその責任を負いません。

2 本サービスの申込み時に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプが変更された場合、当社は、本サービスのプランを変更することがあります。

(契約者の地位の承継)

第10条 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に基づいて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(契約者の氏名等の変更)

第11条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(契約に基づく権利の譲渡)

第12条 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に基づいて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の定めに従い、そのことをあらかじめIP通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。

2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

3 削除

（当社が行う契約の解除）

第14条 当社が行う契約の解除は、IP通信網サービス契約約款の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が本規約の規定に違反したとき
 - (2) 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金等の支払いを怠ったとき
- 2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。
- 3 フレッツ光等契約の解除については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。

5 削除

（プランの変更）

第15条 契約者は、本サービスのプランの変更又は本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更の請求をすることができます。ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第6条（契約の単位）、第7条（契約の申込みの方法）、第8条（申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

（当社が行うプランの変更）

第15条の2 当社は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプ変更がされた場合、本契約に係る同一タイプを変更することがあります。

第16条 削除

（最低利用期間）

第17条 本サービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの最低利用期間の有無にかかわらず適用するものとし、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに最低利用期間がある場合は、本条の最低利用期間を適用するものとします。
- 3 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む利用月から起算して2年間とします。
- 4 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア 料金表第1表（料金）に規定するタイプ1の場合

違約金 5,000円（不課税）

イ 料金表第1表（料金）に規定するタイプ2の場合

違約金 8,000円（不課税）

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があったとき。
- (2) タイプ1からOCN光「フレッツ」（最低利用期間あり）への変更があったとき。
- (3) OCN光又はOCN for ドコモ光へ変更したとき。
- (4) 違約金を請求しないと当社が判断したとき。

なお、契約者が(2)の変更を行った場合の最低利用期間は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、当社に対して、料金表第1表(料金)に規定する月額料金の支払を要します。

2 削除

(料金の支払い)

第19条 料金の支払いについては、次のとおりとします。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合

ア 契約者は、第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。

イ 請求事業者として当社が定めるNTTファイナンス株式会社の請求に基づき支払っていただきます。ただし、次の場合については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき支払っていただきます。

(ア) 当請求の可否に関するNTTファイナンス株式会社が定める基準に該当しない場合

(イ) 契約者による本契約の変更等により、第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて請求できない場合

(ウ) 当社に特別の事情がある場合

ウ イに規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき支払う場合であっても、次に掲げる場合については、当社から第2種契約に係る料金のみを請求します。

(ア) 当請求の可否に関する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める基準に該当しない場合

(イ) 契約者による本契約の変更等により、第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて請求できない場合

(ウ) 当社に特別の事情がある場合

エ 契約者が、第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払うことを希望しないときは、当社から第2種契約に係る料金のみを請求します。

(2) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合

ア 契約者は、第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて当社へ支払っていただきます。

イ 当社は、契約者に代わってフレッツ光等契約に係る料金を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して支払います。ただし、契約者が当社が定める期日までに本契約に係る料金等の支払いを怠った場合は、当社は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する支払いを停止します。

(月額料金)

第20条 本サービスの月額料金は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金とフレッツ光等の月額料金等です。月額料金の適用については、次のとおりとします。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合

ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表第1表(料金)2-1に規定する定額利用料とします。

イ 削除

ウ フレッツ光等の月額料金等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定に従うものとします。

(2) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合

ア 削除

イ 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表第1表(料金)2-1に規定する定額利用料とします。

ウ フレッツ光等の月額料金等(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限ります。)は、料金表第1表(料金)2-2に規定する加算額とします。

削除

エ フレッツ光等の木加サービス等に係る料金等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会

社から契約者へ請求するものとします。

第4章 雑則

(契約者情報の取り扱い)

第21条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

- (1) フレッツ光等の申込の手続きの処理状況
- (2) フレッツ光等の利用料金と利用明細（付加サービス利用料も含む）
- (3) フレッツ光等契約の変更に係る事実（廃止、移転等）
- (4) 第2種契約及びフレッツ光等契約の契約内容
- (5) 契約者の料金収納状況
- (6) 契約者からの問合せ内容
- (7) フレッツ光等の請求情報及びそれに関する情報

第21条の2 契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2で第2種契約に係る料金とフレッツ光等に係る料金をあわせて支払うことを希望するときに限ります。以下この条において同じとします。）は、本サービスの料金を請求する目的で、当社とNTTファイナンス株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

- (1) 第2種契約の契約内容
- (2) 契約者の料金収納状況
- (3) 契約者からの問合せ内容
- (4) その他料金を請求するために必要な情報

第22条 削除

(初期契約解除に係る取扱い)

第23条 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除を行った場合において、契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る工事費、事務手数料、料金及びその他の債務と同額とします。

(本サービスの廃止)

第24条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者に対する通知)

第25条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 契約者が本契約の申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号あてにFAXを送信して行います。この場合は、当社が契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時、又は契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 契約者が本契約の申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当

社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、以下の場合を除き、第2種契約及びフレッツ光等契約の規定に基づき料金を計算することとします。
 - (1) 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通話網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - ア 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合
 - イ 料金表に別段の定めがある場合
 - (2) 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。

(料金の請求方法)

- 2 当社は、第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。
- 3 当社は、第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金及び機器使用料等フレッツ光等に係る料金等については、フレッツ光等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にするものとします。

(その他)

- 4 この料金表等に規定する料金については、本規約で定める場合を除いて、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーンが適用される場合であっても、第1表 2（月額料金）に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり機能の態様による細目を定めます。	
	区 別	内 容
	タイプ1	第2種オープンコンピュータ通話網サービス（タイプ3のコース1に係るものに限り、）とフレッツ光等をあわせて契約するもの
	タイプ2	第2種オープンコンピュータ通話網サービス（タイプ3のコース3に係るものに限り、）とフレッツ光等をあわせて契約するもの
	備考	
	1 当社は、タイプ2において、第2種オープンコンピュータ通話網サービスの新規申込みを伴う契約に限り、その申込みを承諾します。	
	2 当社は、タイプ1からタイプ2又はタイプ2からタイプ1への区分の変更の申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。	
	3 契約者（タイプ2に係る者に限り、）は、第2種オープンコンピュータ通話網サービス（タイプ8に係るものを除きます。）への細目又は区分の変更の請求を行うことはできません。	

(2) タイプ1の区分に係る料金の適用	ア タイプ1には、次の区分があります。	
	プラン	区 分
	プラン1	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本
	プラン2	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・東日本
	プラン3	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・東日本
	プラン4	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本
	プラン5	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本
	プラン6	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本
	プラン7	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本
	プラン8	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本
	プラン9	OCN 光 with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード 隼・西日本
	プラン10	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン2・西日本
	プラン11	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン1・西日本
	プラン12	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・ミニ・西日本
	プラン13	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・東日本
	プラン14	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・東日本
	プラン15	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・西日本
プラン16	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・西日本	
イ 支払い方法による細目		
細目	内容	
地域合算請求タイプ	第2種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、NTTファイナンスから請求するもの	
OCN一括請求タイプ	第2種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、当社から請求するもの	
備考		
1 OCN一括請求はプラン1からプラン8に限り適用します。		
2 当社は、OCN一括請求タイプに係る申込みを承諾しません。ただし、第15条（プランの変更）において本欄を適用する場合は、この限りではありません。		

(3) タイプ2の区分に係る料金の適用	ア タイプ2には、次の区分があります。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン7</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン8</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン9</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン10</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン11</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン12</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	区 分	プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本	プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本	プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本	プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本	プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本	プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本	プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本	プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本	プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本	プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本	プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本	プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本
	プラン	区 分																									
	プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本																									
	プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本																									
	プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本																									
	プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本																									
	プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本																									
	プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本																									
	プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本																									
	プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本																									
	プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本																									
	プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本																									
プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本																										
プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本																										
(4) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者（OCN一括請求タイプの者を除きます。以下この欄において同じとします。）から定期利用の申出があった場合には、2-1（定額利用料）に規定する定額利用料から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額利用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</td> <td>100円 (110円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16</td> <td>50円 (55円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 定期利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。</p> <p>ウ 契約者は、定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の定期利用の解除、定期利用期間に係る本サービスの解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があったとき (2) 同一タイプ内でプランを変更したとき (3) OCN for ドコモ光へ変更したとき (4) OCN 光「フレッツ」又はOCN 光への変更とあわせて「2年割」又は「2年自動割引き」を契約したとき (5) 違約金を請求しないと当社が判断したとき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違約金（不課税）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定額利用料の減額(月額)	タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (110円)	タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9		タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (55円)	タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12		区分	違約金（不課税）	タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	2,400円												
区 分	定額利用料の減額(月額)																										
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (110円)																										
タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9																											
タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (55円)																										
タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12																											
区分	違約金（不課税）																										
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	2,400円																										

	タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9	
	タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	1,200円
	タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12	

2 月額料金

2-1 定額利用料

(1) タイプ1のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,200円 (税込1,320円)
プラン2	950円 (税込1,045円)
プラン3	950円 (税込1,045円)
プラン4	700円 (税込770円)
プラン5	1,200円 (税込1,320円)
プラン6	860円 (税込946円)
プラン7	810円 (税込891円)
プラン8	700円 (税込770円)
プラン9	1,200円 (税込1,320円)
プラン10	860円 (税込946円)
プラン11	860円 (税込946円)
プラン12	860円 (税込946円)
プラン13	1,200円 (税込1,320円)
プラン14	950円 (税込1,045円)
プラン15	1,200円 (税込1,320円)
プラン16	860円 (税込946円)

(2) タイプ2のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,900円 (税込2,090円)
プラン2	1,650円 (税込1,815円)
プラン3	1,650円 (税込1,815円)
プラン4	1,400円 (税込1,540円)
プラン5	1,900円 (税込2,090円)
プラン6	1,560円 (税込1,716円)
プラン7	1,510円 (税込1,661円)
プラン8	1,400円 (税込1,540円)
プラン9	1,900円 (税込2,090円)
プラン10	1,560円 (税込1,716円)
プラン11	1,560円 (税込1,716円)
プラン12	1,560円 (税込1,716円)

2-2 加算額

2-2-1 タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの

1契約ごとに月額

区別	内容	区分		金額	
フレッツ光等利用料相当額	東日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額	ファミリー	100Mb/sのもの		5,200円 (税込5,720円)
			200Mb/sのもの		
		1Gb/sのもの	無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合	5,700円 (税込6,270円)	
				上記以外	5,400円 (税込5,940円)
	マンション・プラン2	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円 (税込3,135円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円 (税込3,135円)
				上記以外の場合	2,500円 (税込2,750円)
		200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円 (税込3,135円)
		1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,350円 (税込3,685円)
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,050円 (税込3,355円)
	マンション・プラン1	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円 (税込3,575円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円 (税込3,575円)
				上記以外の場合	2,900円 (税込3,190円)
		200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円 (税込3,575円)
		1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,750円 (税込4,125円)
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,350円 (税込3,685円)
	マンション・ミニ	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,850円 (税込4,235円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,850円 (税込4,235円)
上記以外の場合				3,500円 (税込3,850円)	
200Mb/sのもの		グレード1-1に係るもの		3,850円 (税込4,235円)	

		1Gb/s のもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）を付加した場合			4,350円 (税込4,785円)	
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合			4,050円 (税込4,455円)	
西日本 電信電 話株式 会社の フレッ ツ光等 の利用 料相当 額	ファミリー	—				4,970円 (税込5,467円)	
	マンショ ン・プラン 2	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II型	50Mbit/s タイプ	2,740円 (税込3,014円)	
					70Mbit/s タイプ	2,790円 (税込3,069円)	
					100Mbit/s タイプ	2,840円 (税込3,124円)	
				III型	—	2,340円 (税込2,574円)	
				カテゴリー2に係るもの	I型	—	3,240円 (税込3,564円)
					II型	—	2,940円 (税込3,234円)
		III型	—		2,740円 (税込3,014円)		
		カテゴリー3に係るもの	I型	—	2,940円 (税込3,234円)		
			II型	—	2,940円 (税込3,234円)		
			III型	—	2,340円 (税込2,574円)		
		200Mb/s のもの	—	I型	—	2,940円 (税込3,234円)	
		マンショ ン・プラン 1	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II型	50Mbit/s タイプ	3,190円 (税込3,509円)
	70Mbit/s タイプ					3,240円 (税込3,564円)	
	100Mbit/s タイプ					3,290円 (税込3,619円)	
	III型				—	2,790円 (税込3,069円)	
	カテゴリー2に係るもの				I型	—	3,690円 (税込4,059円)
					II型	—	3,390円 (税込3,729円)
			III型	—	3,190円 (税込3,509円)		
	カテゴリー3に係るもの		I型	—	3,390円 (税込3,729円)		
II型			—	3,390円 (税込3,729円)			
III型			—	2,790円			

				型		(税込3,069円)	
		200Mb/s のもの	—	I型	—	3,390円 (税込3,729円)	
	マンション・ミニ	100Mb/s のもの	カテゴリー2に係るもの	II型	—	4,110円 (税込4,521円)	
				カテゴリー3に係るもの	I型	—	4,110円 (税込4,521円)
					II型	—	4,110円 (税込4,521円)
					III型	—	3,510円 (税込3,861円)
				200Mb/s のもの	—	I型	—
備考							
<p>1 東日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、東日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の料金表 第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってII-2型に係るもの及び1Gb/sに係るものを除く)及びメニュー5-2(品目がII-2型に係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。</p> <p>2 西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の料金表 第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってプラン5のもの及び200Mbit/sに係るものに限り)及びメニュー5-2(品目が1Gb/sに係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。</p>							

2-2-2 削除

2-2-3 削除

2-2-4 削除

2-2-5 削除

2-2-6 削除

2-2-7 削除

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約はI P通信網サービス契約約款、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1のもの	a メニュー5-1のI型の100Mbit/s 品目のプラン3-1のもの b メニュー5-1のII-1型の100Mbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの又はメニュー5-1のII-1型の200Mbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの	

		c メニュー5-1のII-1型の1Gbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの	
プラン2	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン2のもの	
プラン3	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン1のもの	
プラン4	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン・ミニ (ミニ) のもの	
プラン5	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1のもの		メニュー5-1の100Mbit/s 品目のプラン5のプラン5-1のもの又は200Mbit/s 品目のもの
プラン6	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン2のもの
プラン7	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン1のもの
プラン8	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン9	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン3のもの		メニュー5-1の1Gbit/s 品目のプラン3のもの
プラン10	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン2のもの
プラン11	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン1のもの
プラン12	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン13	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5のもの	メニュー5-1のII-2-1型又はII-2-2型の100Mbit/s 品目のプラン3-1のもの	
プラン14	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン6のもの	メニュー5-2のII-2-1型の100Mbit/s 品目のもの	
プラン15	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5のもの		メニュー5-1の100Mbit/s 品目のプラン5のプラン5-2のもの
プラン16	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン6のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー3-2のもの

(2) タイプ2のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1のもの	a メニュー5-1のI型の100Mbit/s 品目のプラン3-1のもの b メニュー5-1のII-1型の100Mbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの又はメ	

		<p>ニュー5-1のII-1型の 200Mbit/s 品目のプラン3の プラン3-1のもの</p> <p>c メニュー5-1のII-1型 の1Gbit/s 品目のプラン3の プラン3-1のもの</p>	
プラン2	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン2のもの	
プラン3	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン1のもの	
プラン4	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン・ミニ (ミニ) のもの	
プラン5	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1のもの		メニュー5-1の100Mbit/s 品目のプラン5のプラン5-1のもの又は200Mbit/s 品目のもの
プラン6	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン2のもの
プラン7	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン1のもの
プラン8	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン9	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン3のもの		メニュー5-1の1Gbit/s 品目のプラン3のもの
プラン10	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン2のもの
プラン11	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン1のもの
プラン12	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年3月1日から実施します。

(経過措置)

2から3 削除

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成17年4月14日より実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年7月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年3月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年4月25日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年5月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年9月4日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年4月4日から実施します。

(遡及適用)

2 削除

(その他)

3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年5月1日から実施します。

(経過措置)

2から7 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年7月5日から実施します。

(その他)

2 削除

(経過措置)

3から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年7月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年8月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から6 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年2月25日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2から8 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年4月17日から実施します。

ただし、平成20年3月31日以降に当社が事業法施行規則第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合であって、お客様から利用の申込みの意思表示があった場合は、この限りではありません。この場合は、その意思表示があった日から適用します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年6月1日から実施します。

(その他)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

この規約は、平成20年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年9月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年10月1日から実施します。

(その他)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成20年12月1日から実施します。

(経過措置)

2から3 削除

(経過措置)

4から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から8 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から9 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年1月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年2月1日から実施します。

(その他)

2 削除

(経過措置)

3から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年3月1日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年11月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成22年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る品目とみなして取り扱います。

第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 プラン2 タイプ3 コース1 プラン5 タイプ3 コース1 プラン7	第2種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ3 コース1 プラン10 タイプ3 コース1 プラン10 タイプ3 コース1 プラン10
--	---

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年5月16日から実施します。

(経過措置)

2から4 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年6月1日から実施します。

(経過措置)

2から5 削除

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。

(その他)

2 実施期日平成23年6月1日の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年8月31日まで」に、「平成23

年12月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この附則は、平成23年8月31日から実施します。

(その他)

2 実施期日平成23年6月30日の附則中、「平成23年8月31日まで」を「平成23年9月30日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約（プラン21からプラン28及びプラン33並びにプラン34に限ります。以下、この附則において同じとします。）の申込みを当社が承諾し、平成24年4月30日までその提供が滞り始めた場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までその提供が滞り始めた場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）の該当プランに対応したフレッツ光等契約（第2種契約との組合せの場合に限ります。）を契約しているとき

(2) 削除

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2（加算額）の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号（平成23年9月28日）の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月）について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

OCN 光 with フレッツサービスに係る契約 プラン1	OCN 光 with フレッツサービスに係る契約 タイプ1 コース2 プラン1
プラン2	タイプ1 コース2 プラン1
プラン3	タイプ1 コース2 プラン5

プラン4	タイプ1 コース2 プラン5
プラン5	タイプ1 コース2 プラン3
プラン6	タイプ1 コース2 プラン2
プラン7	タイプ1 コース2 プラン7
プラン8	タイプ1 コース2 プラン6
プラン9	タイプ1 コース2 プラン7
プラン10	タイプ1 コース2 プラン6
プラン11	タイプ1 コース2 プラン4
プラン12	タイプ1 コース2 プラン8
プラン13	タイプ1 コース2 プラン1
プラン14	タイプ1 コース2 プラン5
プラン16	タイプ1 コース2 プラン2
プラン17	タイプ1 コース2 プラン4
プラン18	タイプ1 コース2 プラン7
プラン19	タイプ1 コース2 プラン6
プラン20	タイプ1 コース2 プラン8
プラン21	タイプ1 コース1

プラン22	プラン1 タイプ1 コース1
プラン23	プラン3 タイプ1 コース1
プラン24	プラン2 タイプ1 コース1
プラン25	プラン4 タイプ1 コース1
プラン26	プラン5 タイプ1 コース1
プラン27	プラン7 タイプ1 コース1
プラン28	プラン6 タイプ1 コース1
プラン29	プラン8 タイプ1 コース1
プラン30	プラン9 タイプ1 コース1
プラン31	プラン11 タイプ1 コース1
プラン32	プラン10 タイプ1 コース1
プラン33	プラン12 タイプ1 コース1
プラン34	プラン13 タイプ1 コース1
	プラン14

3 タイプ2は、平成23年11月1日から承諾するものとします。

4 平成23年10月1日実施の料率の2中の「プラン21からプラン28及びプラン33並びにプラン34」を「タイプ1コース1のプラン1からプラン8及びプラン13並びにプラン14」に改めます。

5 この改正規定実施前、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則
(実施期日)

1 この規約は、平成23年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン14に限り。))及びタイプ2に限り。以下、この附則において同じとします。)の申込みを当社が承諾し、平成24年7月31日まででその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日まででその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したフレッツ光等契約(第2種契約との組合せの場合に限り。))を契約しているとき

(2) 削除

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第99号(平成23年9月28日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお前項のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお前項のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成23年12月1日から実施します。

(その他)

2 平成23年11月1日実施の附則2中の「タイプ1のコース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン14」を「タイプ1のコース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16」に改めます。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16に限り。))及びタイプ2に限り。以下、この附則において同じとします。)の申込みを当社が承諾し、平成24年11月30日まででその提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日まででその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したフレッツ光等契約(第2種契約との組合せの場合に限り。))を契約しているとき

(2) 削除

3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第152号(平成24年1月27日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととしま

- す。このとき、西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の西企営第 152 号（平成 24 年 1 月 27 日）の附則第 2 条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月（西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の西企営第 152 号（平成 24 年 1 月 27 日）の附則第 3 条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は 1 料金月）について、料金表に規定する月額料金を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払がなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

OCN 光 with フレッツサービスに係る契約	OCN 光 with フレッツサービスに係る契約
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 1
プラン 1	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 2
プラン 2	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 3
プラン 3	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 4
プラン 4	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 5
プラン 5	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 6
プラン 6	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 7
プラン 7	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 8
プラン 8	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 9
プラン 9	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 10
プラン 10	
タイプ 1	タイプ 1
コース 1	プラン 11
プラン 11	
タイプ 1	タイプ 1

コース1 プラン12	プラン12
タイプ1 コース1 プラン13	タイプ1 プラン13
タイプ1 コース1 プラン14	タイプ1 プラン14
タイプ1 コース1 プラン15	タイプ1 プラン15
タイプ1 コース1 プラン16	タイプ1 プラン16
タイプ1 コース2 プラン1	タイプ1 プラン1
タイプ1 コース2 プラン2	タイプ1 プラン2
タイプ1 コース2 プラン3	タイプ1 プラン3
タイプ1 コース2 プラン4	タイプ1 プラン4
タイプ1 コース2 プラン5	タイプ1 プラン5
タイプ1 コース2 プラン6	タイプ1 プラン6
タイプ1 コース2 プラン7	タイプ1 プラン7
タイプ1 コース2 プラン8	タイプ1 プラン8
タイプ2 コース1 プラン1	タイプ2 プラン1
タイプ2 コース1 プラン2	タイプ2 プラン2
タイプ2 コース1 プラン3	タイプ2 プラン3
タイプ2 コース1 プラン4	タイプ2 プラン4

タイプ2 コース1 プラン5	タイプ2 プラン5
タイプ2 コース1 プラン6	タイプ2 プラン6
タイプ2 コース1 プラン7	タイプ2 プラン7
タイプ2 コース1 プラン8	タイプ2 プラン8

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にOCN光 with フレッツ契約（タイプ1（コース1のプラン1からプラン8及びプラン13からプラン16に限り。）及びタイプ2に限り。）及びタイプ2に限り。以下、この附則において同じとします。）の申込みを当社が承諾し、平成25年3月31日までにその提供が開始された場合は、当社のI P通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成25年3月31日までにその提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
- (1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3（OCN光 with フレッツ対応プラン）の該当プランに対応したフレッツ光等契約（第2種契約との組合せの場合に限り。）を契約しているとき
- (2) 削除
- 3 西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2（加算額）の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の西企営第22号（平成24年5月31日）の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月）について、料金表に規定する月額料金を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

- 1 この規約は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

1 この規約は、平成24年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年9月18日から平成25年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1のプラン9からプラン12、並びにタイプ2のプラン9からプラン12)の申込みを当社が承諾し、平成24年10月1日から平成25年7月31日までこの提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成25年7月31日までこの提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したフレッツ光等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき

(2) 削除

3 平成24年10月1日から平成25年1月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1(プラン9からプラン12を除きます)、及びタイプ2(プラン9からプラン12を除きます))の申込みを当社が承諾し、平成25年7月31日までこの提供が開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成25年7月31日までこの提供が開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したフレッツ光等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき

(2) 削除

4 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成25年2月1日から平成25年5月31日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1、及びタイプ2)の申込みを当社が承諾し、平成25年11月30日まででその提供を開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成25年11月30日まででその提供を開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
 - (1) 契約者がOCN光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3(OCN光 with フレッツ対応プラン)の該当プランに対応したフレッツ光等契約(第2種契約との組合せの場合に限ります。)を契約しているとき
 - (2) 削除
- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2(加算額)の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の西企営第157号(平成25年1月30日)の附則第3条にて西日本電信電話株式会社が規定する方法による場合は1料金月)について、料金表に規定する月額料金を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成25年6月1日から平成25年9月30日までの間にOCN光 with フレッツ契約(タイプ1、及びタイプ2)の申込みを当社が承諾し、平成26年3月31日まででその提供を開始された場合は、当社のIP通信網サービス契約約款の規定に関わらず、OCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成26年3月31日まででその提供を開始された場合は、そのOCN光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。

- (1) 契約者がOCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ 対応プラン) の該当プランに対応したフレッツ光等契約 (第2種契約との組合せの場合に限ります。) を契約しているとき
- (2) 削除
- 3 西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第29号 (平成25年5月31日) の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2 (加算額) の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第29号 (平成25年5月31日) の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している契約者 (料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2で第2種契約に係る料金とフレッツ光等に係る料金をあわせて支払うことを希望するときに限ります。以下この附則において同じとします。) については、平成25年5月利用分 (6月請求) から適用を開始します。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおおりのとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成25年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成25年10月1日から平成26年5月31日までの間にOCN 光 with フレッツ契約 (タイプ1、及びタイプ2) の申込みを当社が承諾し、平成26年11月30日までにその提供が開始された場合は、当社のIP通信サービス契約約款の規定に関わらず、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について料金表に規定する定額利用料を適用しません。また、第2種契約からの細目及び区分の変更の請求を当社が承諾し、平成26年11月30日までにその提供が開始された場合は、そのOCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について料金表に規定する月額料金を適用しません。ただし、以下に規定する場合を除きます。
- (1) 契約者がOCN 光 with フレッツ契約の申込みを行う際において、すでに料金表第1表1-3 (OCN 光 with フレッツ 対応プラン) の該当プランに対応したフレッツ光等契約 (第2種契約との組合せの場合に限ります。) を契約しているとき
 - (2) 削除
 - 3 西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第103号 (平成25年9月30日) の附則第2条の適用を受けている場合は、料金表第1表1-2 (加算額) の規定に関わらず当社の手数料は一切発生しないこととします。このとき、西日本電信電話株式会社のIP通信サービス契約約款の西企営第103号 (平成25年9月30日) の附則第2条にて規定する料金額の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月からの1料金月について、料金表に規定する月額料金を適用しません。
 - 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりのとおりとします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりのとおりとします。

とします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成25年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成26年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成28年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は平成28年5月21日から実施します。

(経過措置)

2 その改正規定実施前に支払又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この規約は平成29年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成30年10月1日から実施します。

附 則 (平成30年11月21日 NS企第00418101号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間、OCN 光 with フレッツ契約 (料金表第1表 (料金) の1 (適用) の(4) (定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用) に規定する定期利用の申出があった場合に限り) を西日本電信電話株式会社から取り次いだ場合であって、申込み又は詳細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成31年6月30日までにその利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツを開始した日を含む料金月の翌料金月から12料金月について料金表規定する月額料金から600円 (660円) (月額) を減額して適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成31年1月30日 NS才第00444658号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げるOCN 光 with フレッツに関する料金その他の提供条件については、平成31年3月31日までの間、なお従前のおりとしします。

区分	内容
タイプ1のプラン5からプラン8	西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4又はメニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー2に相当するものとして提供されることとなる電気通信サービスに係るものに限りします。
タイプ2のプラン5からプラン8	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和2年2月27日 NSク第00609824号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。ただし、第24条 (本サービスの廃止) 及び第25条 (契約者に対する通知) の規定は、令和2年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。